

平成24年10月2日

野田 順一 様

東京電力株式会社
小田原支社

電気料金のお支払いについてのお願い

拝啓 平素は弊社事業にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、野田様と弊社との間の電気需給契約（ご契約住所：神奈川県小田原市大野町丁目番地、お客さま番号：）に係わる電気料金（平成24年7月分から平成24年8月分・合計、円）につきましては、お支払期限日を経過しておりますが、未だお支払いをいただいております。つきましては、平成24年10月9日までにお支払いいただきますようお願い申し上げます。平成24年10月9日までにお支払いいただけない場合には、不本意ではございますが、翌日以降、ご不在でも送電をお断りさせていただきますのでご承知おきください。

念のため申し添えますが、上記の電気料金全額をお支払いいただけない場合は、送電の再開はいたしかねますので、併せてご承知おきください。

なお、野田様におかれましては、弊社に対し、福島原子力発電所事故による損害賠償（慰謝料）請求債権と電気料金債権との相殺のご意向をお示しになっておられますが、弊社といたしましては、野田様からお申し出のございました損害賠償（慰謝料）請求債権には理由がなく、相殺の意思表示に効力を認めることはできません。

つきましては、平成24年10月9日までにお支払いいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬具

連絡先；東京電力株式会社小田原支社
小田原地域料金グループ
電話：0465-87-2641
月～金(休・祝日を除く)9時～17時

給電停止措置禁止仮処分命令申請書



平成24年10月3日

横浜地方裁判所小田原支部 御中

債権者 野田 順一



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

給電停止措置禁止仮処分命令申請事件

申請の趣旨

債務者は、別紙「電気需給契約目録」記載の債権者への電気の供給を停止してはならない。

との裁判を求める。

申請の理由

第1 被保全権利

1. 債権者は、債務者との間で●●年位前から別紙「電気需給契約目録」記載内容の電気供給契約を締結している者である。債権者は、平成24年6月分までの毎月の電気料債務については、通常の手続きにより債務者へ支払ってきた。
2. しかしながら、債務者が平成23年3月11日以降に引き起こした福島第1原発の一連の爆発事故（以下、原発事故という）によって、福島県民のみならず関東一円の人びとは未だかつて体験したことのない放射能汚染に晒され、生存を脅かされるような不安と恐怖を受けた。債権者もその一員である。この原発事故によって債権者が受けた主な被害としては、別紙平成24年7月26日付け「電気料金債務に対する相殺の意思表示（疎甲第2号証の1）」のA（自働債権）の箇所で記載してあるとおりであり、本仮処分申請において当該部分を申請の理由並びに疎明資料としてこれを引用する。かくして、債権者は債務者に対し「原子力損害の賠償に関する法律」第3条（無過失責任）に基づく損害賠償（慰謝料）請求債権として少なくとも金20万円を下らない自働債権を有している。しかるところ、債権者は①同年同月27日債務者に到達の内容証明郵便をもって、同年7月分の電気料債務金●, ●●●円を受働債権として、②同

年 8 月 27 日債務者に到達の内容証明郵便をもって、同年 8 月分の電気料債務金
円を受働債権として、それぞれ対等額で相殺する旨の意思表示を行
い、右電気料債務（合計金 円）は消滅した。

ちなみに、利用者が支払う電気料金については、電気供給約款では相殺の行
使権については、特約をもって排除されていない。

3．ところが債務者の小田原支社は、債権者に対し平成 24 年 10 月 2 日付けの
書面をもって債権者の前記相殺権行使について、「．．略）損害賠償（慰謝
料）請求債権には理由がなく、相殺の意思表示に効力を認めることはできませ
ん」などと、原子力損害の賠償に関する法律第 3 条により無過失責任を負う加
害者でありながら、あたかも裁判官になったかのような立場で身勝手な法律判
断をなし、自社に賠償責任が無いとの独善的な見解を前提に、債権者の相殺権
行使による電気料債務消滅を否定してきた（疎甲第 5 号証）。そして、同年 1
0 月 9 日までに電気料全額の支払いが無いときは、債権者への送電を翌日以降
停止する旨の予告をしてきた。

4．被保全権利について

ところで、電気事業法第 18 条によれば、一般電気事業者である債務者は、
正当な理由（例えば、電気料金の不払いや電気供給約款 36 に記載する事由が
ある場合など）がなければ、「供給区域における一般の需要（．．略）に応ず
る電気の供給を拒んではならない。」と、地域独占企業であるがゆえの供給義
務規定が制定されている。

しかるところ、債権者の主張としては、前記相殺権行使によって電気料債務
は消滅したので、債務が消滅したという債権債務の関係では支払ったと同義で
あり、そこに債権者の落ち度は無く、その意味で同法条の「正当な理由」に該
当しないというべきである。代金の支払と対価関係にあり且つ密接不可分の相
関関係にある給電を受ける権利（電気事業法第 18 条の供給義務規定によって
保護された被保全権利）は債務者によって恣意的に運用されるべきではなく、
債権者は不法に奪われるべきでないと言うべきである。

第 2 保全の必要性

1．債権者は、平成 24 年 7 月分及び同年 8 月分の電気料債務（合計金 円）
については、前記のとおり相殺の意思表示の到達により消滅（支払っ
たと同義）したと主張しているのであり、一方、もし債務者が債権者の相殺の
法的効力を否定するなら、そこに両者間の法的紛争が生じている訳で、その膠
着状態は、本来、本案の裁判所に法律判断を委ねるのが法社会のルールである。
したがって、債権者は、後日債務者から 円の電気料金の支払を

求める訴えが提起されれば、原発事故による損害賠償請求の反訴を提起して、そのなかで前記相殺権行使の有効性を主張する予定であり、或いは債務者が未払だと主張する電気料金について、前記相殺権行使による債務不存在の確認訴訟を本案の小田原簡易裁判所に提起する予定である。

2. ところが債務者は、供給区域における独占的な電力供給事業者であること及び利用者（顧客）に対する給電停止という強力な武器を有することを奇貨として恣意的に悪用し、債権者の前記相殺権行使については、前記身勝手な法律判断を行ったうえで自社に損害賠償責任は無いと、その独善を債権者（利用者）に強引に押しつけているほか、債権者の前記相殺の法的効果としては電気事業法第18条の「正当な理由」に該当しないにも関わらず違法に一方的に送電停止の予告（疎甲第5号証）を債権者に対して行っている。そして、とりわけ「ご不在でも送電をお断りさせていただきます（疎甲第5号証）」と予告してきているように、今や給電或いは給電停止はコンピュータで管理されているため遠隔操作で直ちに給電停止が可能であるので、同年10月9日を経過すれば債権者はいつ給電停止措置を受けるかも知れない**緊急性を有する**状況にある。

もし債務者から一方的に電気の供給を停止されると、債権者の日常生活は、さまざまな面で不都合や不便、損害を生じて生活スタイルを脅かされる事態になりかねない状況になる恐れがあり、電気供給契約に基づいて債権者が給電を受ける権利（被保全権利）が危機的な状況にあるので、本件仮処分を求める必要性、特に緊急性に迫られております。

以上の経緯で、頭書の趣旨の仮処分命令を求める次第であります。

疎明方法

- 1 疎甲1号証 電気料の納付書（平成24年7月分）
- 2 疎甲2号証の1 内容証明郵便（電気料金債務に対する相殺の意思表示）
- 3 疎甲2号証の2 同配達証明
- 4 疎甲3号証 電気料の納付書（平成24年8月分）
- 5 疎甲4号証の1 内容証明郵便（電気料金債務に対する相殺の意思表示）
- 6 疎甲4号証の2 同配達証明
- 7 疎甲5号証 電気料金のお支払いについてのお願い
- 8 疎甲6号証 電気供給約款（抜粋）

付属書類

- 1 疎甲各号証（写し） 各1通
- 2 債務者の資格証明 1通

当事者目録

債権者

神奈川県小田原市 丁目1番 号
野田 順一
電話 - -
F a x - -

債務者

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力株式会社
代表者 代表執行役 廣瀬 直己

送達場所（営業所）

東京電力株式会社 小田原支社
〒250-0012
神奈川県小田原市本町一丁目9番25号

電気需給契約目録

需要場所：神奈川県小田原市 丁目 番 号

利用者の氏名住所：神奈川県小田原市 丁目 番 号

野田 順一

お客さま番号： - - 3 -

契約種別：

契約電流：

以上

代表者事項証明書

会社法人等番号 0100-01-008825

商号 東京電力株式会社

本店 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

代表者の資格、氏名及び住所

東京都渋谷区元代々木町38番1-106号
代表執行役 廣瀬直己

東京都練馬区関町北三丁目43番5号
代表執行役 山口博

東京都豊島区高田一丁目35番20号
代表執行役 内藤義博

東京都中野区新井二丁目20番12号
代表執行役 相澤善吾

以下余白

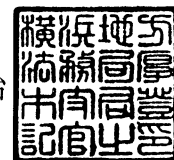
これは上記の者の代表権に関して登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局管轄)

平成24年10月 1日

横浜地方法務局厚木支局
登記官

落合賢治



反論並びに送電停止措置の制止警告

被通知人 東京電力株式会社 小田原支社 御中

通知人は、貴社から平成24年10月2日付けの「電気料金のお支払いについてお願い」と題する文書を受領しました。

貴社は、同文書の中でその要旨として、次の主張をしていますが、いずれも独善的な主張・見解であり、承知できません。特に、3の主張に至っては、貴社は、一体いつから裁判官の専権事項である法律判断をおこなう企業になったのでしょうか。

以下、貴社の主張に対し、本文書をもって通知人の反論をなし、且つ送電停止については、行うことが無いよう警告します。

第1 貴社の主張の要旨

- 1 通知人は平成24年7月、8月分の電気料合計●●, ●●●円を支払っていない
- 2 同年10月9日までに電気料全額を支払わないときは、その翌日以降、不在でも通知人への送電を停止する
- 3 通知人が平成24年7月27日および同年8月27日各到達の「電気料金債務に対する相殺の意思表示」をもって貴社に相殺の意思表示を行ったことに対し、貴社は、「. . . 略) 損害賠償(慰謝料)請求債権には理由がなく、相殺の意思表示に効力を認めることはできません」と、原子力損害の賠償に関する法律第3条により無過失責任を負う加害者でありながら、あたかも裁判所によって既に司法判断が下され法律関係が決着済みであるかのような見解を前提にしている

第2 上記貴社の主張に対する通知人の反論並びに警告

1について

通知人としては、平成24年7月分及び同年8月分の電気料金債務については、前記内容証明郵便の貴社への各到達により、その有する自働債権で相殺したため消滅している。したがって、これら電気料債務については、支払ったと同義である。もし、貴社において通知人が行った相殺の法的効果について異議があれば、裁判所によって法律判断してもらおうのが法治国家のルールである。

